

## 随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月  
独立行政法人酒類総合研究所

## 1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成 18 年 11 月以降、順次一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

## 【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( 5.1%)	( 3.7%)
				2	0.03
一 般 競 争 入 札 等	競争入札	/		(84.6%)	(74.1%)
				33	0.60
	企画競争	( -%)	( -%)	( -%)	( -%)
		-	-	-	-
随意契約		(100%)	(100%)	(10.3%)	(22.2%)
		39	0.81	4	0.18
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		39	0.81	39	0.81

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【参考1】 契約全体に占める随意契約の割合

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
<u>事務・事業の委託を行わないもの</u>		/		( 3.3%) 2	( 0.0%) 0.0
一般競争入札等	競争入札	(36.1%) 22	(68.0%) 1.7	(88.5%) 54	(92.0%) 2.3
	企画競争	( %)	( %)	( %)	( %)
随意契約 (企画競争を実施したものを除く)		(63.9%) 39	(32.0%) 0.8	( 6.6%) 4	( 8.0%) 0.2
合 計		(100%) 61	(100%) 2.5	(100%) 61	(100%) 2.5

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【参考2】 契約 (電気、ガス、水道等を除く) に占める随意契約の割合

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
<u>事務・事業の委託を行わないもの</u>		/		( 3.6%) 2	( 0.0%) 0.0
一般競争入札等	競争入札	(39.3%) 22	(73.9%) 1.7	(96.4%) 54	(100%) 2.3
	企画競争	( %)	( %)	( %)	( %)
随意契約 (企画競争を実施したものを除く)		(60.7%) 34	(26.1%) 0.6	( 0.0%) 0	( 0.0%) 0
合 計		(100%) 56	(100%) 2.3	(100%) 56	(100%) 2.3

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( -%)	( -%)
				-	-
一般競争入札等	競争入札	/		( -%)	( -%)
	企画競争			( -%)	( -%)
		-	-	-	-
随意契約		( -%)	( -%)	( -%)	( -%)
		-	-	-	-
合 計		( -%)	( -%)	( -%)	( -%)
		-	-	-	-

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( 5.1%)	( 3.7%)
				2	0.03
一般競争入札等	競争入札	/		(84.6%)	(74.1%)
	企画競争			( -%)	( -%)
		-	-	-	-
随意契約		(100%)	(100%)	(10.3%)	(22.2%)
		39	0.81	4	0.18
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		39	0.81	39	0.81

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、平成18年11月1日より以下のとおり改正した。

- ・ 工事について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 製造について、「300万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の買い入れについて、「300万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「300万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の売り払いについて、「300万円を超えないもの」から、「50万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の貸し付けについて、「300万円を超えないもの」から、「30万円を超えないもの」に変更
- ・ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約について「300万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

(3) 随意契約の公表の基準について、平成18年11月1日より以下のとおり改正した。

- ・ 工事について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 製造について、「300万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の買い入れについて、「300万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借り入れについて、「300万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の売り払いについて、「300万円を超えないもの」から、「50万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の貸し付けについて、「300万円を超えないもの」から、「30万円を超えないもの」に変更
- ・ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約について「300万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
平成 18 年 11 月以降、順次一般競争入札に移行を行い、随意契約  
によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成 20 年度から  
一般競争入札等に移行するとともに、以下について検討を行い、更  
なる効率化を図る。

(1) 総合評価方式の導入拡大

総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、  
仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。

(平成 19 年 6 月に作成済)

(2) 複数年度契約の拡大

研究開発やシステム関連等の契約のうち、複数年度にわたって  
契約することで効率化が見込まれるものについて、複数年度での  
契約について検討を行う。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の  
導入や公告の方法等について検討を行う。